

国立研究開発法人国立がん研究センター

がん対策情報センター教育研修管理システムの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、国立がん研究センター（以下「当センター」という）が運営する国立がん研究センターがん対策情報センター教育研修管理システム（以下「本システム」という）を利用する者に適用される。

(ユーザ登録)

第2条 利用者は本規程を遵守の上、所定の方法に基づいて登録することにより本システムを利用することができる。

(パスワードの管理)

第3条 利用者は利用者自らが指定したパスワードを使用するものとし、また、自己責任においてパスワードの管理を行うものとする。

- 2 利用者のパスワードが第三者によって不正使用され損害が生じた場合でも、当センターはその責任を一切負わないものとする。
- 3 利用者のパスワードを第三者が不正に使用していることを利用者が知った場合は、直ちに当センターに連絡しなければならない。
- 4 利用者は、所定の方法を用いて本システムに利用者のパスワードを照会することができる。

(ユーザ登録の拒否、取消)

第4条 当センターは、利用者が以下の項目に該当する場合は、ユーザ登録を行わない場合がある。また、登録後であっても利用者がいずれかに該当することが判明した場合、ユーザ登録を取り消す場合がある。

- 一 実在しない者である場合
- 二 過去に規約違反などにより、本システムの利用資格の停止または取り消しが行なわれていることが判明した場合
- 三 登録情報に虚偽、誤記または記入漏れが判明し、勧告後も内容を訂正しない場合
- 四 20歳未満の者で保護者の同意を得ていなかった場合
- 五 その他、当センターが利用することを不相当と判断する場合

(登録内容の変更)

第5条 利用者は、本システムの登録時に届け出た氏名、住所、電話番号等の登録内容に変更が生じた場合には、所定の変更方法を用いて速やかに利用者を変更しなければならない。

(利用の拒否・停止、資格取消)

第6条 当センターは、利用者が以下の各項目のひとつにでも該当する場合は、利用者に事前に通知および催告することなく、該当利用者の本システムの利用資格またはユーザ登録情報を一時停止または取り消すことができる。また、いずれかの項目に該当することにより当センターが損害を被った場合、利用者は当センターまたは第三者が被った損害を賠償するものとする。

- 一 ユーザ登録時、又は本システム利用時に虚偽の情報を入力した場合
- 二 他人もしくは架空の個人情報を使ってユーザ登録、又は本システムを利用した場

合

- 三 当センターが登録メールアドレスによる連絡が取れないと判断した場合
  - 四 ユーザが一定期間サービスを利用していないと当センターが判断した場合
  - 五 本規程のいずれかの条項に違反した場合
  - 六 ユーザ登録、又は本システム利用に際し、不正行為が確認された場合
  - 七 他の利用者や当センターに損害を与える行為を行った場合
  - 八 反社会的勢力の構成員（過去に構成員であった方を含む）及びその関係者である場合
  - 九 その他当センターが利用者として不適当と判断した場合
- 2 当センターは、特定の利用者が本規程等に違反、不正行為、一定回数以上のパスワードの入力ミス、その他当センターが適当と判断した場合、事前に通知することなく当該利用者によるサービスの利用停止、当該利用者のユーザIDおよびパスワードの変更、または当該利用者の利用資格の取消しを行うことができるものとする。これにより利用者に何らかの損害が生じたとしても、当センターは一切責任を負わないものとする。

（接続制限）

第7条 本サービスおよび本ソフトウェアへの接続は、日本国内からのもの、または日本語のオペレーティングシステムによるものとする。

（通信料等の諸費用）

第8条 本サービスの利用にともない発生する通信料等の諸費用は利用者にて負担するものとする。

（システム利用にあたっての遵守事項）

- 第9条 本システムを利用するに際しては、以下に定める行為（それらを誘発する行為や準備行為も含む）を禁止する。
- 一 法令またはガイドライン、本規程、サービス利用上の注意等に違反すること
  - 二 社会規範・公序良俗に反する行為、青少年の心身に悪影響を及ぼす恐れがある行為、当センター、その他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること
  - 三 本システムの運営を妨害し、又は他の利用者その他の第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為
  - 四 有害なプログラム、メール等を送信または書き込むこと、当センターのサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること
  - 五 虚偽の情報を入力し、又は、ユーザ情報やパスワードの不正な利用、第三者へ譲渡・貸与又は第三者との共用利用、その他ユーザ情報を無断で収集・蓄積する行為
  - 六 本システムを営利目的で利用し、又は本来の目的とは異なる目的で利用すること
  - 七 本システムを通じて又は関連して、反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為

（システムの変更、停止、廃止）

- 第10条 当センターは、本システムについて、瑕疵（かし）やバグがないことは保証していない。また当センターは、利用者にあらかじめ通知することなくデータ、コンテンツ及びサービスの内容や仕様の全部または一部を適宜変更・停止・廃止することができるものとする。
- 2 当センターは、サービスを常に良好な状態で利用できるよう、システムの定期保守や緊急保守を行う場合、システムに負荷が集中した場合、サービスの運営に支障が生じると当センターが判断した場合、利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場

合、その他必要があると判断した場合には、事前に通知することなく、サービスの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとする。この場合に利用者に生じた損害について、当センターは一切責任を負わないものとする。

(システム再利用の禁止)

第11条 利用者が、本システムや本システムを構成するデータを、当該サービスの提供目的を超えて利用した場合、当センターは、それらの行為を差し止める権利ならびにそれらの行為によって利用者が得た利益相当額を請求する権利を有する。

(「cookie」等について)

第12条 本システムでは、利用者が当サイトへのアクセスに使用したIPアドレスや、アクセス時間などの情報の収集を行うものとする。また本システムにおいて、ページによっては「cookie」を使用することがある。

2 ブラウザで「cookie」を拒否するための設定を行っている場合、ユーザIDとパスワードを再度入力しなければアクセスできないページがありえる。

(受講記録の保持)

第13条 当センターは研修制度継続中においては、利用者の研修受講記録を閲覧し、保持するものとする。

(知的財産権)

第14条 本システムで提供または使用を許諾する教材・資料・ソフトウェア等の著作権およびその他知的財産権は、当センターおよび当センターが指定する第三者に帰属するものとする。

2 利用者は、当センターの許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供される著作物等を、著作権法等で認められる私的利用の範囲を超えて、使用することはできないものとする。

(有料研修における受講料金)

第15条 利用者は、有料研修を受講するにあたり、当センターが別途定める受講料を当センターが定めた支払い方法により、期日までに支払うものとする。

2 利用者が受講料金を支払った後受講をキャンセルまたは欠席した場合、受講料の返金は一切行わないものとする。

(利用者と第三者間の紛争)

第16条 利用者は、本システムの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害及びその他一切の紛争について、利用者自身の責任で誠実にこれを解決しなければならない。また、当センターは、第三者より当該第三者と利用者との紛争に関し問い合わせを受けたときは、利用者に連絡し、利用者は、自己の氏名、連絡先等を自ら当該第三者に開示し、自身で当該紛争の解決にあたるものとする。

(規程の変更)

第17条 当センターは、利用者の承諾なく本規程を改正出来るものとし、利用者は予めこれを承諾するものとする。また、別途、規程やサービス利用上の注意等を設ける場合には、それらは、本規程と一体を為すものとする。

(免責)

第18条 本システムの利用によって利用者がいかなる損害を受けた場合にも、当センターは一切、損害賠償等の責任を負わないものとする。

(通知又は連絡)

第19条 利用者が本システムに関して当センターへの連絡を希望する場合には、当センターが設けた問い合わせページ又は当センターが指定するメールアドレスあてのメールによって行うものとする。当センターは、利用者からのお問い合わせに対する回答を原則としてメールのみで行うものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 利用者と国立研究開発法人国立がん研究センターの間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を利用者と国立研究開発法人国立がん研究センターの第一の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第21条 本規程の解釈、適用については日本法に準拠するものとする。

(本規程の適用制限)

第22条 本規程で定められた事項が、利用者との本規程に基づく契約に適用される関連法令に反するとされる場合、当該事項は、その限りにおいて、当該利用者との契約には適用されないものとする。ただし、この場合でも、本規程のほかの事項の効力には影響しないものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、令和2年1月1日から施行する。